

中小企業の人事に役立つ情報をお届けする ペルソネル通信

「ペルソネル personnel」とはフランス語で「人事」という意味です。

2025 年
秋号
Vol.19



(送り元)



あらい社労士事務所
Your Human Resources Supporter

Contents

- P.1 ・法改正情報 1. 最低賃金額をご確認下さい
2. 下半期の改正情報について
P.2 ・キャリアアップ助成金「短時間労働者
労働時間延長支援コース」

- P.2～P.3 キャリアアップ・キャリアチェンジに
「専門実践教育訓練給付金」を生かそう ①②
P.3 ・年金連載 知ってるようで知らない年金
⑤パートも入らないといけない厚生年金と「●万円の壁」
P.4 ・いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記
・知っておきたい！土業の特徴と活用の仕方（第5回）

法改正情報

1. 最低賃金額の改定をご確認下さい

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されている地方最低賃金審議会が答申した令和7年度の地域別最低賃金の改定額を公表しました（令和7年9月5日公表）。近隣県の改定額は、下表のとおりです。過去最高の引き上げ額もさることながら、全国的に発効時期にバラつきがある異例づくしの最低賃金改正となりました。

■最低賃金改定額

	岐阜県	愛知県	三重県
改定額	1065 円（64 円増）	1140 円（63 円増）	1,087 円（64 円増）
現行額	1,001 円	1,077 円	1,023 円
発効時期	2025 年 10 月 18 日	2025 年 10 月 18 日	2025 年 11 月 21 日

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続きを経た上で、都道府県労働局長の決定により、順次発効されます。（荒井）

法改正ダイジェスト

2. 下半期の改正情報について

■資格確認書の郵送発行

- ・従前の健康保険証は本年12月に廃止。
マイナ保険証を持たない方への「資格確認書」の
自宅送付が始まっています。
地域により異なるものの10月末頃までは送付予定。

■マイナ保険証のスマホ利用開始 2025年9月より

- ・準備が整った医療機関等で順次利用可能に。

■育児・介護休業法の改正 2025年10月改正

- ・育児期の柔軟な働き方を実現するための措置義務化
①3歳から小学校就学前の子を養育する労働者に
対し、始業時刻等の変更、テレワーク等、保育施設の
設置運営等、養育両立支援休暇、短時間勤務など、
5つの選択枝から2つ以上の措置を講ずる義務
②子が3歳になるまでの時期の個別の周知・意向確認等
義務化。①②とも企業規模に関わらず対応必須。

■19歳以上23歳未満の被扶養者認定

「年間収入150万円未満」に。2025年10月改正。

■通勤手当の非課税限度額の改正に注視しましょう！

2025年年末調整時に遡及適用の可能性有り。
令和7年人事院勧告の公表を受け、国税庁HPで
年末調整での遡及改正適用の可能性が示唆されました。

■労働安全衛生法の改正 2026年1月から段階的施行

- （1）個人事業者等の安全衛生対策の推進
・注文者等の配慮、業務上災害報告制度の創設、
個人事業者等自身への義務付け 等
（2）50人未満事業場へのストレスチェック義務付け 等

■子ども・子育て支援金制度の創設 2026年4月開始

医療保険に上乗せ徴収が始まります。

（荒井）

拡充

年収の壁対策

キャリアアップ助成金

労働者 1 人につき最大 **75 万円** 助成します！

年収の壁対策の取り組みを行うことで、

労働者にとっては、「年収の壁」を意識せず働くことができ、
社会保険に加入することで、**処遇改善につながる！**事業主の皆さまにおいては、**人手不足の解消に！**

「短時間労働者労働時間延長支援コース」を創設しました！

労働者を新たに社会保険に加入させるとともに、収入増加の取り組みを行った事業主に助成します。

要件		1 人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
5 時間以上	—	50 万円	40 万円	30 万円
4 時間以上 5 時間未満	5 % 以上			
3 時間以上 4 時間未満	10 % 以上			
2 時間以上 3 時間未満	15 % 以上			

複数年かけて週所定労働時間の延長等に取り組み、社会保険に加入する場合も対象

※小規模企業とは、常時雇用する労働者の数が 30 人以下である事業主を指します。

要件		1 人当たり助成額		
週所定労働時間の延長	賃金の増額	小規模企業	中小企業	大企業
労働時間を更に 2 時間以上延長	—	25 万円	20 万円	15 万円
—	基本給を更に 5 % 以上増加または昇給、賞与もしくは退職金制度の適用			

社会保険加入時点の取り組み内容（1 年目）と 2 年目の取り組み実施後（2 年目）で比較

■ポイント■ 労働者が「年収の壁」を意識して労働時間や収入を抑えている事業主に向けて創設された制度です。

■注意点■ 対象労働者は、社会保険の加入日の 6 か月前の日以前から継続して雇用され、社会保険の加入要件を満たさない条件で就業していた者になります。

■手続き■ 助成金を受けるには、事前に**キャリアアップ計画書**を都道府県労働局へ提出し、取り組みを 6 か月間継続した後、2 か月以内に支給申請します。＊社会保険適用時処遇改善コースからの切り替え申請が出来ます。

■詳しくは厚生労働省のホームページよりご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001512828.pdf> 資料の引用元：厚労省 HP (青柳)

教育訓練

キャリアアップ・キャリアチェンジに
「専門実践教育訓練給付金」を生かそう ①

キャリアアップ・キャリアチェンジを実現するには、まとまった学習の修了実績や公的資格の取得が大きな力を発揮します。そのために、比較的長期間で費用が高額な講座受講をサポートするのが「専門実践教育訓練給付金」です。

「専門実践教育訓練給付金」は、教育訓練給付金の一つで、特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練を修了した際に、教育訓練経費の一部が支給されるものです。（厚生労働省が指定する教育訓練が対象です。）

■この給付金の対象講座例は下表のとおりです。

業務独占資格などの取得目的	介護福祉士、看護師・准看護師、美容師、社会福祉士、歯科衛生士、保育士、調理師、精神保健福祉士、はり師など
デジタル関係	第四次産業革命スキル習得、ITSS レベル 3 以上の資格取得
大学院・大学・短期大学・高等専門学校	法科大学院、教職大学院、MBA 職業実践力育成プログラム
専門学校	文部科学大臣認定の職業実践専門課程、キャリア形成促進プログラム

具体的な講義の検索は、教育訓練給付制度「検索システム」を利用して下さい。

<https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/>

«P.3 下段の記事に続く»

(荒木)
P.2

⑤パートも入らないといけない厚生年金と「●万円の壁」

今、全世帯の3分の2が共働きになっています（R5 厚生労働白書より）。二人ともがっつり働いている場合は問題ありませんが、どちらかがご家庭の事情などで働きにくい場合、配偶者の扶養に入れたら社会保険料が節約できることから、収入の壁を意識しながら働かざるを得ない仕組みになっています。以下、収入の壁について表で比較してみました。

■収入の壁 比較表

	条 件	効 果	社保適用有無	収入算定対象
壁なし	正社員の月の所定労働日数及び週の所定労働時間のいずれも4分の3以上	会社の社会保険に強制加入	社保適用事業所に勤めている方	収入の額は関係なく強制加入
106 万円	月額賃金 8.8 万円以上、週 20 時間以上、2 か月超の契約予定	会社の社会保険に強制加入	従業員数 51 人以上の社保適用事業所にお勤めの方	家族手当や通勤手当、残業代は除く
130 万円	年収 130 万円以上（60 歳以上又は障害者は 180 万円）	配偶者の扶養から外れるので、国民年金・国民健康保険に加入	社会保険非適用事業所にお勤めの方	すべての収入を含めて計算する

社保適用の事業所で働く方は、まず「壁なし」要件を意識しないといけません。金額の多少にかかわらず、労働日数や労働時間には要注意です。学生さんには 106 万円の壁はありませんが、学生で壁なしで働くことはほぼないだろうと思いますので、130 万円の壁、または本年 10 月から、19 歳以上 23 歳未満は年間収入 150 万円未満と改正されますので、それを意識すればいいと思います。ちなみにこの場合の年齢判定時期は、被扶養者認定する年の 12/31 時点です。

収入要件の判断時点は過去の実績ではなく、ある時点から将来に向けて、この金額以上となることが見込まれるときから適用となります。例えば、130 万円の壁ですが、月額にすると 108,333 円です。この金額を超えると社会保険適用となってしまう可能性があり、壁なし要件を含め、要件該当が連続で 2 ヶ月超えそうときは年金機構に確認すべきでしょう。

また要件に該当しそうな場合でも「**年収の壁・支援強化パッケージ**」により、人手不足など一時的な収入変動であることを事業主が証明すれば、引き続き 130 万円超えでも扶養に入り続けることができる仕組みもありますので、不安であれば社労士や年金機構にお尋ねください。（中村）

教育訓練

キャリアアップ・キャリアチェンジに
「専門実践教育訓練給付金」を生かそう ②

＜P.2 下段記事の続き＞

■受講費用に対しての給付率が昨年から最大 80%に引き上げられました。

給付率（受講費用に対して）

訓練受講中・修了時	50%
訓練修了後資格取得就職	20%
資格取得後就職賃金アップ 5%以上	10%

計 80%



ただし、年間の上限額は 64 万円

■受給資格、手続きは以下のとおりです。

・**受給資格**：雇用保険被保険者（または離職日翌日から 1 年以内）で「支給要件期間」が 3 年以上（はじめての支給では 2 年以上）ある方

・**受給の手続**：受講前にハローワークに申込み、キャリアコンサルティングを受け「受給資格確認」を受ける。

■さらに訓練受講期間の生活を支援するために「教育訓練支援給付金」の制度があります。

：「専門実践教育訓練給付金」を受けていて（昼間通学制の講座受講している場合など）「失業状態」にある場合の生活を支援するために「基本手当日額の 60%相当」を給付する仕組みです。

参考サイト：<https://www.mhlw.go.jp/content/001529622.pdf>

（荒木） P.3

いのしし社労士 ヨーロッパ旅行記 トラブル続出 フランスはパリ編

このコーナーでは、いのしし社労士@中村が2019年10月に訪問したヨーロッパ各国の旅行記をゆっくり気長に連載しています。今号から、いよいよ「**トラブル続発 フランスはパリ編**」に突入します。

2019年10月22日。前回、アムステルダムはスキポール空港で、運行掲示板に「check-in close」と書いてあった件。分かりやすくいうとチェックインに間に合わず、該当の飛行機に乗り過ごした、という意味です。

やったー、やらかしたー。

意味が分からずにチェックインカウンターの人に片言の英語で話しても、タイムオーバーで対応できない、の一点張り。もう間に合わないんだ、日本には帰れないんだ、と頭が真っ白になりました。

で、同じ航空会社のカウンターに行き、次の便を聞くと、親切にはしてくれましたが、結果、翌日便が30万円で確保できるとのこと。30万円？そんな高い便、無理っす。当初の旅費は往復でこのくらいだったし。

しばらく放心状態で座って、頭を冷やそうと冷たいドリンクを飲んでみると、だんだんと頭が冷えて落ち着いてきました。

とりあえず仕事が大丈夫かと、1週間先まで確認しましたが、幸い調整不可の仕事は入っていませんでした。となると、何日かオーバーステイして、より安い便を探す方がよい。

で、そうなれば、別にスキポール発じゃなくたっていいじゃん、となり、近隣の国で行ったことのないところってどこだろう、となり、パリって行ったことないな、となり、交通手段を探してみるとTHALYSという高速鉄道が直行でパリ便があることが分かり、パリから福岡の航空便を探してみると、エバー航空という台湾経由の25日の便が格安で確保できたので、ホテルはどうにでもなる！と、25日まで3泊オーバーステイすることにしたのであります。以下次号。(中村)



知っておきたい！土業の特徴と活用の仕方(第5回)－行政書士－



今回は、行政書士についてご紹介します。

行政書士は、社労士や中小企業診断士に比べると知っている方も多い国家資格ではないでしょうか。

国や自治体等の役所で行政事務に概ね20年近く携わっていたり、税理士や弁理士等の資格を持っていると行政書士の登録ができるので、オマケ資格みたいに軽く思っている方もいるようですが、実はすごい資格なんです。何がそんなにすごいのかというと、それは取り扱う法律の幅の広さにあります。

例えば、申請書類の代行業務については、税理士なら税務関係、社労士なら労働関係法令や社会保険関係しか扱えませんが、行政書士は他の土業が扱わない全ての法令の書類の作成や代行業務を行えます。この幅の広さは弁護士に次いでいます。

一般的に行政書士が扱える書類は3,000種類と言われています。この中には、農地法の許可申請や食品衛生法の営業許可申請等も当然含まれています。

ただ、業務範囲として法律上は幅広く取り扱えるとしても、現実的には一人の行政書士が専門家として扱うには限界があります。医師国家試験で全ての部位を扱っても、実際は耳鼻科や内科等の専門に分かれるのと同じです。

最近では、入管手続を行う申請取次行政書士という資格も存在しています。外国人のビザや在留許可等の書類の作成や申請は特別な研修を受けた申請取次行政書士が行います。

行政書士は、かつては役所に提出する書類を整えることが主でしたが、いまは専門性を持った身近な法律家として、書類の作成だけでなく、それぞれの専門分野で活躍している方も増えています。

どの行政書士に相談したらよいか迷う時は、地域の行政書士会に相談してはいかがでしょうか。

(諏訪)

発行元：ペルソナル・アライアンス

諏訪 学
彩英社労士総合事務所
埼玉県鴻巣市大間 1-6-7
TEL 080-3511-1986
E-Mail saiei.sougou@gmail.com

荒木 孝夫
あらき社労士事務所
千葉県印西市木刈 2-32-1
TEL 080-4191-5836
E-Mail takao@araki-sr.jp

青柳 英明
あおやぎ労務法務事務所
山梨県甲府市砂田町 3-8
TEL 055-225-0322
E-Mail h.aoyagi.shin@icloud.com

荒井 妙恵子
あらい社労士事務所
岐阜県岐阜市六条東 2-5-1-501
TEL 058-374-1873
E-Mail info@arairoumu.com

中村 雅和
いのしし社会保険労務士事務所
福岡市博多区博多駅前 2-17-14
ライオンズマンション博多駅前 803
TEL 092-409-2531
E-Mail info@inoshishisyaroshi.com

私達は「農業労務」に精励する仲間として出会いました。この通信は、メンバーの連携により共同発行しています。ご質問・ご意見についてはお近くのメンバーまでお願いいたします。